

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）  
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。  
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

### （2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

### （3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

その他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしましたが、当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしておりますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：3 国名：ネパール 担当：経済基盤開発部  
案件名：カトマンズ盆地交通改善マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（都市計画）

1 今回契約予定のコンサルタント  
都市計画 3号

2 契約予定期間：全体 2013年5月中旬から2013年6月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
都市計画 5 15 6 1.05  
(現地：0.50 M/M、国内：0.55 M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：4月17日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：都市計画	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：ネパール/全途上国  
類似業務：都市計画に係る各種調査

6 条件

補強：認めない。

7 業務の背景と目的

カトマンズは標高2000m級の山々に囲まれたカトマンズ盆地にあるネパール国の首都であり、2000年に及ぶ歴史を持つ古都である。ネパール国内で1996年に始まった内戦により、治安の悪化した地域からカトマンズ盆地内へ多くの人々が流入している。人口の自然増加と併せて、カトマンズ盆地の人口は1991年の約106万人から、2011年には約251万人に増加し、ここ10年間では年間4.32%の人口増が続いている。2輪を含む車両登録台数は10年間で15万台から57万台に急増した。これらは、河川汚濁、大気汚染、廃棄物処理、交通混雑、文化遺産の損失等の都市問題の深刻化に大きな影響を及ぼしている。

JICAは1993年に「カトマンズ都市交通計画調査」を実施し、2015年を目標年次とした都市交通マスタープランを策定した。同マスタープランに基づきJICA及びアジア開発銀行(ADB)は事業の実施を支援し、新バグマティ橋の建設やインナーリングロードの一部の建設、バスパークの建設等が実現し都市交通の改善に寄与している。また、約20年経過した現在でも同調査の結果は他ドナーや政府機関で活用されている。

カトマンズ盆地の交通マスタープランを現在の都市状況を勘案した上で更新する必要があることから、2009年にネパール国政府は我が国に対して「カトマンズ盆地交通管理及び道路計画」の協力を要請した。同要請を受けて、カトマンズ盆地の都市交通事情についての基礎的な情報収集・分析を目的として、JICAは2010年8月に協力準備調査団を派遣し、協力ニーズにかかる情報収集・分析を行った。その結果、緊急性と必要性の高い協力ニーズは確認されたものの、ネパール国の政治状況が非常に不安定であり、ネパール国側のコミットを得るのが困難である可能性が指摘された。そのため、JICAは先行的に詳細な交通データを収集しつつ交通マスタープランに係る協力の必要性を判断することを目的にネパール政府公共事業計画省道路局をカウンターパート機関として2011年11月から2012年9月にかけて「カトマンズ盆地交通改善のための基礎情報収集・確認調査」を実施した。

同調査及び同調査中に行われた運営指導調査の結果、適切な土地利用に係る政策、都市道路網、公共交通サービスが不足しており、カトマンズ盆地内で急増する交通需要に対応しきれないため慢性的な交通渋滞が発生していることが確認され、土地利用、道路、公共交通、交通管理の各計画を含めたカトマンズ盆地の将来像を一体的に描き出す都

市交通マスタープランを策定する必要性が確認され、本案件が実施されるに至った。

本調査は基礎情報収集調査終了後の現地の交通状況、都市交通行政の体制にかかる情報更新を行い、協力ニーズの再確認を行うことで、本案件の協力計画を策定するとともにその事前評価を行うことを目的に行うものである。加えて、組織改編がなされたネパール政府において、カウンターパート機関及び関係機関との連携体制を含めた適切な実施体制についても調査を行いネパール政府と確認を行う。

なお、本プロジェクトは環境社会配慮ガイドラインのカテゴリCに分類されているものであるが、今回調査においてネパール国側のニーズを確認した上でプレフィージビリティ調査を本体調査に含める可能性があるため、カテゴリの変更を含め検討しており、今次調査では環境社会配慮を調査対象に含めることとする。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して担当分野にかかる以下の調査を行う。また、本コンサルタント団員は、「都市交通」「環境社会配慮」団員の業務を含めた取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [ 都市計画 ]

#### (1) 国内準備期間(5月中旬)

ア 要請背景・内容を把握する。(関連文書等を含む情報収集及び分析)

イ JICA、ネパール国政府及び他ドナーが実施した既往調査及び関連協力にかかる情報収集及び分析を行う。

ウ 業務計画書(和文)を作成しJICA経済基盤開発部へ提出する。

エ カウンターパート(C/P)機関、ネパール国政府関係機関、他ドナーへの質問票(案)(英文)を作成し、JICA経済基盤開発部へ提出する。

#### (2) 現地派遣期間(5月下旬～6月上旬)

ア 現地業務開始時にC/Pと業務計画の確認を行う。また適宜JICAネパール事務所に対し進捗報告を行う。

イ ネパール国関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野にかかる助言を行う。

ウ 担当分野に係る以下の情報・資料を収集・分析する。

(ア) 都市計画及び土地利用計画策定にかかるネパール国関係機関の業務分掌、人員体制、組織体制、予算等

(イ) カトマンズ盆地の開発政策の進捗状況と促進要因及び阻害要因の分析

(ウ) 都市計画分野における防災への取組状況にかかる情報収集並びに本プロジェクトとの連携可能性にかかる技術的検討・分析

(エ) 都市計画分野における技術移転ニーズの分析

(オ) 関係ドナーの協力事業の進捗、協力方針および教訓に関する情報

#### (3) 帰国後整理期間(6月中旬)

ア 帰国報告会に参加し担当分野の調査結果について報告を行う。

イ 調査報告書担当部分(和文)及びコンサル他団員分をとりまとめた調査報告書(案)のJICA経済基盤開発部への提出及び報告を行う。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)報告書(案)(担当分野)とする。

### (1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文1部 (JICA経済基盤開発部)

### (2) 報告書(案)(担当分野)

和文1部 (JICA経済基盤開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

## 10 特記事項

### (1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

### (2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

### (3) 参考資料

特になし。

### (4) 必要予防接種 無

### (5) その他

ア 本コンサルタント団員はJICA団員に約1週間先行して現地調査開始予定。

イ 業務従事者構成(予定)

(ア) 総括(JICA)

(イ) 協力企画(JICA)

(ウ) 都市計画(コンサルタント)

(エ) 都市交通(コンサルタント)

(オ) 環境社会配慮(コンサルト)